



令和5年度

要 望 書

令和5年7月

島根県益田市

平素より、益田市政の推進につきましては、格別なるご指導、ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

特に、新型コロナウイルス感染症の対応については、様々な取組を進めていただき、心より感謝申し上げます。感染症法上の位置づけが「5類」に移行したことにより、当市といたしましても市内経済の速やかな回復を図る一方、感染の広がりを抑える措置を機敏に講じていくこととしております。

さて、令和5年度は、当市において萩・石見空港の開港30周年、JR益田駅の開業100周年、そして柿本人麿公没後1300年となるなど、令和4年度に増して大きな節目となっております。

国内外で様々な課題が生じる中において、当市としては地球規模の発想と地域の実態に即した思考に基づき、優先順位を意識しながら各施策を効率的かつ集中的に実施することとしております。このことにより、「第6次益田市総合振興計画」で掲げたまちの将来像「ひとが育ち輝くまち益田」の実現と、豊かで活力ある持続可能な未来都市の実現を目指してまいります。

この要望書におきましては、当市域における事業の着実な推進とともに、制度の改善や充実について、ご支援、ご検討をお願いしたい事項を取りまとめております。

つきましては、当市施策の実現にあたり、引き続き特段のご支援、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和5年7月

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市議会議長 河 野 利 文

— 令和5年度 要望事項目次 —

【 重点要望事項 】

(地域振興部)

- 1 萩・石見空港の利用促進について 1

(健康福祉部)

- 2 地域医療を守るための早急な施策の確立について 2

(土木部)

- 3 山陰道「三隅・益田道路」、「益田道路（久城～高津）」、「益田西道路」及び「益田・田万川道路」の早期整備並びに一般国道9号の事前通行規制区間の解消について 4
- 4 グリーンライン90の整備促進について 6
- 5 一般県道益田港線の土地区画整理事業との一体的な整備について ... 7
- 6 高津川総合水系環境整備事業
(益田市高津川かわまちづくり事業) について 8

— 令和5年度 要望事項目次 —

【 要望事項 】

(総務部・健康福祉部)

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対策について 9

(総務部)

- 2 北朝鮮人権侵害問題の早期解決について 10

(防災部)

- 3 米軍機による低空飛行訓練の中止について 11

(健康福祉部)

- 4 子どもの医療費助成制度の拡充について 12

(土木部)

- 5 矢原川ダムの建設に伴う
主要地方道三隅美都線の改良整備の促進等について 14
- 6 益田港港湾改修事業の促進について..... 15
- 7 一般県道美濃地石見横田停車場線の整備促進について 16
- 8 都市計画道路元町人麿線及び須子中線の整備促進について 17

－ 令和5年度 要望事項目次 －

【 要望事項 】

(教育庁)

- | | | | |
|----|--------------------------------------|-------|----|
| 9 | G I G Aスクール構想の推進に係る支援体制の構築について | | 18 |
| 10 | 児童生徒及び学校支援のための
教員や非常勤講師の適正な配置について | | 19 |
| 11 | 派遣指導主事・派遣社会教育主事の財政支援の強化について | | 20 |

《 重点要望事項（地域振興部） 》

萩・石見空港の利用促進について

1 萩・石見空港の利用促進により地方空港路線定着につなげるよう、引き続き連携の強化を図っていただきますよう要望します。

今年開港30周年を迎える萩・石見空港は、都市圏と空港周辺地域を結ぶ唯一の高速交通機関であり、観光・産業振興等の地域の活性化や自立には不可欠な空港であります。

さらに、東京線の2往復運航による利便性向上は、首都圏からの観光誘客や経済活動の促進、また、現在本市が取り組んでいる都市間交流や関係人口の創出等、今まで築き上げた首都圏との連携による安定した需要の創出を図るためには、極めて重要と考えております。

令和4年度におきましては、東京線の利用者実績が105,451人（利用率46.2%）と、コロナ禍前の令和元年度比75.0%まで回復いたしました。

また、「羽田発着枠政策コンテスト」における中間評価の結果、令和7年3月29日までの2往復運航継続の発表が令和5年4月21日にあったところです。

本市としましても、羽田路線を活用したさらなる地域活性化に向け、萩・石見空港圏域市町や地元住民や企業、萩・石見空港利用拡大促進協議会との連携を強化することで持続可能な空港運営を目指し、利用促進策の改善を図り、安定的な需要の創出に努めてまいります。また、首都圏等との都市間交流や関係人口の創出などの仕組みづくりを始めとし、地方への流れの拡大や持続可能な旅客需要の創出にも努めてまいります。

つきましては、県におかれましても、引き続き、「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」を中心とした関係機関との連携体制による広域連携と各種施策の効果的な実施、また、その事務局を担う「萩・石見空港利用促進対策室」の継続設置により、利用促進対策の充実を本市と一体となって図っていただきますよう、お願いいたします。

なお、大阪線につきましては、令和4年度の利用者実績が623人（運航期間夏季11日間、利用率34.4%）であり、令和5年度の運航期間が8月11日から15日の5日間と短縮されました。このことから、今年度の運航期間における最大限の利用者の確保を図っていくことで、次年度以降の運航期間拡大に向け、連携した取組を行っていただきますよう、お願いいたします。

同時に、国に対する路線維持・充実に向けた働きかけについても、連携を緊密に図りながら実施していきたいと考えておりますので、特段のご配慮をいただきますよう要望します。

《 重点要望事項（健康福祉部） 》

地域医療を守るための早急な施策の確立について

- 1 県において令和2年度策定された「医師確保計画」を基に2次医療圏内での入院治療ができる機能を担保し、医療圏域における医療不安の解消を図る取組を要望します。
- 2 医師に対し「医師不足地域」での一定期間の勤務の義務化を促す法的整備を早急に確立するよう、国に対して働きかけの継続を要望します。
- 3 外来患者や入院患者の服薬指導等多岐にわたる業務により薬剤師の負担が増大していることから、病院勤務薬剤師の確保に向けた取組の継続を要望します。
- 4 公的病院支援に係る特別交付税措置の措置率を10割に戻すよう国に対して働きかけていただきますよう要望します。

当市においては、市民・医療機関・行政・議会が連携して医療従事者を支える事業に精力的に取り組み、医療従事者の過重労働の軽減やその他の支援の強化に努めています。

県におかれましても、「島根県保健医療計画」に基づく2次医療圏域として、当市を含む益田圏域の医療水準の維持に鋭意努めていただいているところであり、当市の病院勤務の常勤医師数なども増加してきているところではありますが、根本的な医療従事者の充足には至っておりません。（別表「市内の病院勤務医師数の推移」参照）

特に、麻酔科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科の医師不足は解消しておらず、医療に対する市民の不安の声も多く寄せられているところです。

益田赤十字病院では、麻酔科での緊急性の高い手術や分娩時のリスクへの対応を、非常勤の麻酔科医に頼らざるを得なくなっています。また、益田圏域唯一の分娩機関であることに加え、市内の小児科開業医の減少により、新生児医療・小児医療の維持に係る負担も増加しており、産婦人科・小児科外来の完全予約制での運営を余儀なくされています。

益田医師会病院においても医師不足が解消されておらず、常勤医師の疲弊が危惧される状況が続いており、島根大学から日当直の応援を受けながら、患者の受入れ体制を維持しています。

また、市内開業医については、高齢化が進み、診療所の閉院が続いており、他の市内診療所、益田赤十字病院及び益田医師会病院への負担が増加しています。

医師の偏在対策が進まず、過重な労働条件が解消されない場合、勤務医の確保は今後ますます難しくなっていくものと予想されます。

つきましては、住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、2次医療圏域にお

ける医療不安の解消を図る取組を行っていただきますよう要望します。

医師確保については、島根大学医学部の地域枠推薦者が卒業し、地元出身の初期臨床研修医が順次帰郷する流れがあります。また、臨床研修の受入病院の指導体制の整備が進み、複数の初期臨床研修医が市内病院に赴任していることなどにより、全体の医師数は増加してきておりますが、依然、専攻医以降の常勤医師の不足が続いている状況です。

つきましては、医師に対し「医師不足地域」での一定期間の勤務の義務化を促す法整備について、国に対し強く働きかけていただきますよう要望します。

病院勤務薬剤師の確保については、県におかれましても保健医療従事者の確保対策として、薬学部進学生徒の増加対策などに取り組んでおられるところです。当市の常勤薬剤師は増加傾向ではあるものの充足には至っていないことから、継続した確保が可能となることで、病棟での業務の補充等、薬剤師業務の充実が図られるものと考えことから、病院勤務薬剤師の確保に向け、継続した取組を行っていただきますよう要望します。

公的病院支援については、不採算医療等の機能を担う益田赤十字病院及び益田医師会病院に対して、特別交付税措置を活用して支援を行っております。しかし、平成28年度の公的病院支援に係る特別交付税措置の見直しによって、措置率の引き下げ（10割から8割へ）が行われ、その結果、当市の一般財源に新たな負担が生じることになりました。当市の財政状況は大変厳しく、今後も措置率の引き下げが継続されると、不採算医療である救急医療、周産期医療、小児医療の縮小・廃止が懸念されます。

つきましては、公的病院支援に係る特別交付税措置の措置率を10割に戻すよう、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

【別表「市内の病院勤務医師数の推移」】

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
益田赤十字病院	45	45	44	40	37	40	37	34	39	37
益田医師会病院	13	13	14	14	14	14	15	16	18	16
松ヶ丘病院	7	6	6	8	6	7	7	6	7	6
合 計	65	64	64	62	57	61	59	56	64	59

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
益田赤十字病院	37	40	42	49	49	46	52	56	59	59
益田医師会病院	16	14	13	11	13	12	12	11	12	13
松ヶ丘病院	5	8	6	6	7	7	7	8	8	9
合 計	58	62	61	66	69	65	71	75	79	81

《 重点要望事項（土木部） 》

山陰道「三隅・益田道路」、「益田道路（久城～高津）」、「益田西道路」及び「益田・田万川道路」の早期整備並びに一般国道9号の事前通行規制区間の解消について

- 1 山陰道「三隅・益田道路」、「益田道路（久城～高津）」、「益田西道路」及び「益田・田万川道路」の早期整備について、国等関係機関へ働きかけていただきますよう要望します。
- 2 一般国道9号の事前通行規制区間（益田市神田町～津和野町枕瀬）の解消について、国等関係機関へ働きかけていただきますよう要望します。

山陰道「三隅・益田道路」につきましては、令和7年度開通の見通しが公表されており、完成に向け着実に事業が行われています。

また、「益田道路（久城～高津）」につきましては、丸山知事と合同で国土交通省へ要望活動を実施するなど県の力強いご支援をいただき、待望の新規事業化となりました。

次に、山口県につながる「益田西道路」及び「益田・田万川道路」につきましては、本格的な用地買収が「益田西道路」では令和5年度より、また「益田・田万川道路」では令和6年度より予定されていることから、当市からも職員を派遣し早期の用地取得を目指しているところです。

当該区間は世界遺産や日本遺産を擁し多くの観光客が訪れる萩市と当市を結ぶ路線であり、整備が進むことにより、萩・石見空港の一層の活性化につながるものと、強く期待しています。また、九州経済圏へのアクセス性が向上することで、石見臨空ファクトリーパークなどへの企業立地促進に大きな追い風となります。

そのほか、救急搬送の速達性の向上や災害時のネットワーク確保、走行時の安全性の向上など多くの効果が見込まれる大変重要な区間です。

一方、一般国道9号につきましては、「重要物流道路」に指定されており、物流の大動脈として機能しているばかりでなく、「緊急輸送道路ネットワーク計画」において、災害後に必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための「第1次緊急輸送道路」に指定されており、防災・減災上においても必要不可欠な主要幹線道路です。

また、石見地方と山口県に共通する観光資源を活用した広域観光連携を進めていく上でも重要な路線であります。

しかしながら、当該路線の益田市神田町から津和野町枕瀬間につきましては、急峻な法面と一級河川高津川に挟まれ、視距がとれない急カーブや線形不良箇所が多く、また連続雨量による事前通行規制区間があるなど、自然災害に対して脆弱な状況です。令和3年8月には大雨の影響により当該区間が2度にわたり通行止となり、同時にJR山口線も長時間の運休となったため、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしました。近

年、気候変動による災害が頻発化・激甚化しており、防災対策やリダンダンシーの確保が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域の安全・安心を守り、地域経済の活性化と連携強化による一体的な発展を図るため、山陰道「三隅・益田道路」、「益田道路（久城～高津）」、「益田西道路」及び「益田・田万川道路」の早期整備並びに一般国道9号の事前通行規制区間の解消について、国等関係機関への強力な働きかけを引き続き要望します。



【遠田 IC 第3改良工事の状況】



【大浜第2高架橋外 PC 上部工事の状況】



【一般国道9号の事前通行規制区間（土砂流出状況）】

《 重点要望事項（土木部） 》

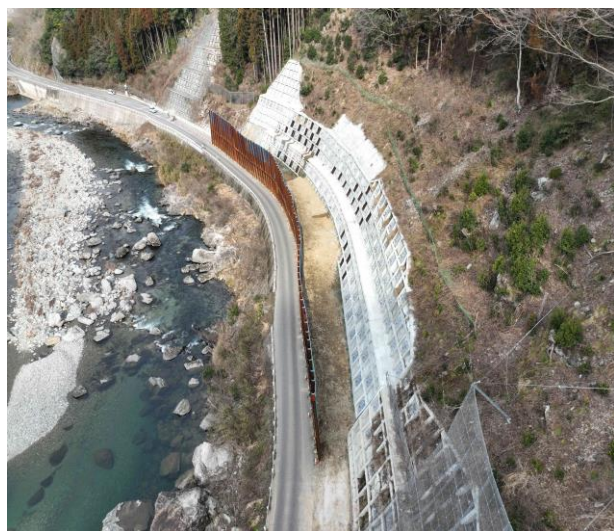
グリーンライン 90 の整備促進について

1 一般国道488号の早期整備を要望します。

当市は、平成16年11月1日に益田市、美都町、匹見町の1市2町で合併しました。この間、新益田市の発展と一体感醸成に向け、利便性の高い道路ネットワークとして、「環状道路グリーンライン90」の整備を進めていただいておりますが、未だ全線整備完了には至っておりません。

特に、匹見地区では少子高齢化が進み、人口減少が続いております。地域が自立発展し、資源を活かした魅力ある地域づくりを目指すためには、道路網の整備が喫緊の課題であり、一日も早い整備完了を強く望んでおります。

この環状道路の中核となる一般国道488号は、市中心部と横田地区、匹見地区を結ぶ重要な幹線道路として通勤、通学、通院等に利用されており、沿線住民の利便性に資するものであることから、一般国道488号の残る未整備区間である落合工区、澄川工区及び広瀬工区の早期完成に向けて、取組を進めていただきますよう要望します。



【落合工区の状況】



【澄川工区の状況】

《 重点要望事項（土木部） 》

一般県道益田港線の土地区画整理事業との一体的な整備について

1 一般県道益田港線（都市計画道路中島中央線）の土地区画整理事業との一体的な整備を要望します。

一般県道益田港線は、国道191号から益田港へのアクセス道路として、また、一般県道久城インター線や災害時における復旧活動の拠点となる高津川防災ステーションへのアクセス道としての機能を有するとともに、住宅地と中心市街地を結ぶ幹線道路として、地域を支える重要な道路であります。

当市では、一級河川高津川と二級河川益田川の下流部に位置し、国道191号と一般県道久城インター線に挟まれたこの地域を、当市まちづくりの中心に位置づけており、組合施行での益田川左岸南部地区土地区画整理事業は、令和6年度中の事業着手を目指しております。

しかしながら、当該地域は浸水想定区域となっているため、立地適正化計画においても数値目標を設定し、防災まちづくりの取組として、令和5年度に事業化された山陰道益田道路（久城～高津）に隣接し、平常時は広大なオープンスペースを活用した賑わい創出の場として、大規模災害時には一次避難が可能で、さらに高台への二次避難を確保する防災公園の整備を予定しております。この防災公園の整備と、益田川左岸地区を縦断する一般県道益田港線の整備が進むことで、保留地の売却が進んでいる益田川左岸北部地区及び土地区画整理事業着手予定の南部地区を含む周辺住民が、災害時には防災公園に避難し、この防災公園を経由して山陰道益田道路（久城～高津）へ直接避難することが可能となります。

このように、一般県道益田港線（都市計画道路中島中央線）は、土地区画整理事業と連携して整備されることで、山陰道益田道路に隣接する防災公園のアクセス向上に寄与するとともに、当市課題としての「賑わいのあるまちづくり」と「地域防災力の強化」を大きく前進させるものであります。

つきましては、一般県道益田港線（都市計画道路中島中央線）について、土地区画整理事業と一体的に整備をしていただきますよう、強く要望します。

《 重点要望事項（土木部） 》

高津川総合水系環境整備事業 (益田市高津川かわまちづくり事業) について

- 1 国において新規事業化された『高津川総合水系環境整備事業』について、島根県からの支援を要望します。

益田市高津川かわまちづくり事業は、国のかわまちづくり事業を活用して『清流高津川の豊かな自然、流域の歴史文化をつなぐ、にぎわいのあるかわまちづくり』を基本理念として、「自転車による健康増進」と「拠点におけるにぎわい創出」のために、住民団体、関係機関等が知恵を出し合い、まちづくりと一体となった河川空間の利活用・維持管理方策を検討し、高津川流域の地域活性化に貢献することを目的に実施するものです。

本事業では、自転車による健康増進と拠点によるにぎわい創出を目的として、清流高津川沿いの河川管理道を活用してサイクリングロードを整備するとともに、高津地区及び西益田地区の両地区には親水護岸や階段護岸等を設けて水辺のにぎわいを創出するという事業内容となっています。

令和4年8月には、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に「益田市高津川かわまちづくり計画」が登録され、令和5年度に新規事業化されたところです。今後、令和9年度までの間に、国の直轄事業としてアンダーパス用坂路、親水護岸、階段拡張等の整備を、益田市の付帯事業として張芝、サイクルスタンドや看板の設置、トイレの改修等の整備を進める予定となっています。

つきましては、県におかれましては本事業の実施にあたり、格別のご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

《 要望事項（1及び2は健康福祉部、3は総務部） 》

新型コロナウイルス感染症に係る対策について

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の円滑な実施に向け、引き続き接種に係る体制の整備及び住民への啓発等の支援をしていただきますよう要望します。また、ワクチン接種に当たり市の財政負担が生じないよう、十分な財政措置を行うよう国に対して働きかけていただきますよう要望します。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関して、引き続き迅速かつ緊密な情報提供及び情報共有をしていただきますよう要望します。
- 3 県と市の経済対策が相乗的かつ効果的に発揮できるよう、中長期にわたる切れ目のない経済対策を継続して実施していただきますよう要望します。

県におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たって、県民の命と生活や県内事業者を守るため、市と連携して全力で取り組んでいただいたことに厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、様々な面で社会が大きく変わっていくことが見込まれます。市といたしましても、混乱なく移行が進むよう対応していきたいと考えますことから、引き続き、効果的な対策ができるよう、迅速かつ緊密に連携を図っていただきますようお願いいたします。

市が引き続き実施いたします新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、これまで同様に円滑な接種ができるよう、財政措置を含め、支援の継続をお願いいたします。

地域経済対策につきましては、県と市が連携して実施することによりさらに大きな効果を発します。地域毎に状況は違うものの、支援施策については市のみでは限界があります。そのため、経済対策の立案に向けて様々な情報共有を図っていただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症により疲弊し、さらに長引くエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復に向けて、県と市の施策が相乗的に効果を発揮できるよう、中長期的な視点からの支援を継続していただきますよう併せて要望します。

《 要望事項（総務部） 》

北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

- 1 益田ひろみさんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査、北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保と早急な救出、また、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、引き続き国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

北朝鮮による日本人拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

本市出身の特定失踪者（北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者）「益田ひろみ」さんが失踪して50年が経過し、現在に至るまでの情報が一切ありません。

平成26年5月に日朝政府間協議で約束させた、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査について、未だ明白な資料の提出すらありません。

長い年月の経過とともに、拉致被害者の高齢化やこの問題への風化は一層懸念されます。

つきましては、益田ひろみさんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査、北朝鮮に残されている拉致被害者全員の安全確保と早急な救出、また、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、引き続き国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。



【第11回「いのち・愛・人権」展の様子】

《 要望事項（防災部） 》

米軍機による低空飛行訓練の中止について

- 1 米軍機による低空飛行訓練について、国等関係機関に対する更なる強力な中止要請等を働きかけていただきますよう要望します。

米軍機の低空飛行訓練は、昼間だけでなく夜間においても行われる状況にあり、住民は耐え難い騒音被害を被っています。特に、事故に対する恐怖と不安に悩まされており、日常生活において様々な悪影響を受け、令和4年においては、平成25年の測定開始以来、最も多く騒音が測定されています。

つきましては、この現状を十分理解していただき、低空飛行訓練が行われないう、国を通じ米軍関係当局に対し、更なる強力な中止要請を行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために、年間を通じた騒音調査を通じて、訓練空域の実態に応じた学校等の防音対策など必要な措置を速やかに講じるよう、働きかけていただきますよう要望します。

【騒音測定器による航空機騒音の測定実績（70dB以上の騒音測定回数）】

測定箇所	令和2年	令和3年	令和4年
益田市役所本庁	52	65	80
益田市役所匹見分庁舎	161	350	499
道川公民館（匹見）	183	376	377
計	396	791	956

《 要望事項（健康福祉部） 》

子どもの医療費助成制度の拡充について

1 子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の負担を軽減するために、乳幼児等医療費助成制度における対象年齢を引き上げることによる、子どもの医療費助成制度の拡充を図るとともに、自治体間で大きな差を生じることなく、国民が公平に医療給付を受けられることができるよう、国に対して子どもの医療費助成制度の構築を働きかけていただきますよう要望します。

子どもの医療費助成制度については、国民・県民からの普遍的で強い要望があることから、現在、多くの自治体で取り組まれております。

当市では、小学校入学前までの乳幼児の自己負担部分を全て無償化する乳幼児等医療費助成事業を実施しています。また、小学校1年生から中学校3年生までの児童についても、医療費の1割負担を基準とし、月額負担上限を設ける児童医療費助成事業を実施しています。

これらの事業は、県において実施されている子ども医療費助成事業による交付金をベースとして、市の単独予算で対象年齢等の条件を拡大して助成していますが、とりわけ中学校1年生から3年生までについては、拡大部分は全て単独予算となっており、相当の財政負担が生じています。

また、県内の他市町村でも同様に単独予算での条件拡大をしていますが、一部負担の無償化の有無や対象年齢などについて、財政力による自治体間の格差が生じてしまっています。

子どもを産み育てる環境づくりの推進は、財政力のある一部の自治体に限るものではなく、国全体で行われるべきものであり、このような自治体間格差は、そうした理想から乖離するものといえます。

つきましては、現在県が実施している乳幼児等医療費助成制度における対象年齢を引き上げることによる子どもの医療費助成制度の拡充を図るとともに、引き続き国に対して、自治体間で大きな差を生じることなく国民が公平に医療給付を受けられることができるよう、国の責任における子どもの医療費助成制度の構築を働きかけていただきますよう要望します。

【当市の状況】

(1) 乳幼児医療費助成

対象者 0歳～6歳（就学前まで）

3月末見込み有資格者数 2,047人

助成額 自己負担額 無料となるよう助成

上限額 なし

令和4年度の総助成見込額 55,756千円（県1/2、市1/2）

※県単独事業補助金の交付（経費の1/2）あり。

(2) 児童医療費助成

対象者 ①小学校就学後から小学6年生まで

3月末見込み有資格者 2,174人

②中学校就学後から中学3年生まで

3月末見込み有資格者 1,214人

助成額 自己負担額 1割となる額まで助成

上限額 負担限度額 1医療機関、1月当たり

入院2,000円、通院1,000円

令和4年度の市助成見込額 58,776千円

※県単独助成制度による交付金（しまね結婚・子育て交付金）（小学校就学後から小学6年生までが対象）あり。

《 要望事項（土木部） 》

矢原川ダムの建設に伴う主要地方道三隅美都線の 改良整備の促進等について

1 矢原川ダムの建設にあわせ、主要地方道三隅美都線改良について、早期に対応していただくよう要望します。

矢原川ダム建設事業は、計画から30年という長い期間を要しており、影響を受けるとされた地区では、住環境整備等の遅れなど多くの犠牲を強いられてきました。

主要地方道三隅美都線の改良整備につきましても、矢原川ダム建設の協議がされ始めた頃から地域住民には強い要望があったところですが、建設計画において調整を図る必要があることから、旧ダムサイト上流部を含めた区間の改良整備が未着手のまま今日に至っております。

そうした中、平成31年3月15日に矢原川ダム対策協議会と島根県等関係機関において、矢原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定が締結され、ダム事業が本格的に進むこととなりました。

主要地方道三隅美都線の2車線改良については、令和3年度末に宇津川2工区が開通し、地元からも喜びの声が上がっているところであり、残る区間についても早期に対応していただきますよう要望します。

また、市道丸茂三隅線については、ダム建設工事の工事用道路として利用される計画であることから、残土処理場までの区間を県において改良工事を行っていただいております。また、本年度より残土処理場から日並橋までの区間についても工事用道路と一帯での施工をお願いしているところです。本路線は、ダム建設に重要な道路であるとともに水源地域住民から早期改良を強く要望されている住環境整備の核となる重要な生活道路であることから、ダム関連工事により通行や生活に支障をきたさないよう配慮をお願いするとともに、日並橋からダム付替道路終点においては、本市の財政指標に影響を及ぼさないよう格段の配慮をいただき、早期完成に向けて支援いただきますよう併せて要望します。



【宇津川2工区の状況】

《 要望事項（土木部） 》

益田港港湾改修事業の促進について

1 益田港港湾改修事業の促進を要望します。

益田港港湾改修事業は、平成11年の二度の出水により高津川河口部の砂州が流出し、外界からの波浪が直接進入するようになりました。その結果、港内の静穏度が著しく低下したため、港湾機能の向上と安全性の確保に向け、それまで計画されていた島式港湾から既存施設の港湾改修事業に見直され現在まで事業を推進していただいているところです。

益田港は、高津川河口に位置していることから、毎年のように航路が砂により塞がれ、出入りに支障をきたしており、また、係留施設の不足により船舶の寄港に時間を要し、水産物等の鮮度低下につながっていることに加え、天候不良や船舶の運行における異常時に寄港しようとしても安全に停泊できないため、他港へ避難している現状があるなど、必ずしも利用者の利便性が高いとはいえません。

安全な航路の確保は、漁船のみならず、物搬船等の航行にも資するものであり、近年頻発する巨大災害を勘案すれば、萩・石見空港、山陰自動車道とともに緊急物資輸送の拠点として貢献し、地域の安全・安心につながるものと考えられます。

この改修事業によって、不足している係留施設と安全な航路が確保されることにより、漁業等の地場産業の発展と県西部の振興にもつながるものと期待されることから、関係者一同、一日も早い完成を願っております。

つきましては、益田港港湾改修事業の着実な事業推進及び早期整備を要望します。



【益田港の施行状況】

《 要望事項（土木部） 》

一般県道美濃地石見横田停車場線の整備促進について

1 一般県道美濃地石見横田停車場線の早期整備を要望します。

一般県道美濃地石見横田停車場線は、二条・美濃・中西地区をつなぐ重要な道路であり、美濃地区の児童生徒が中西小学校・中西中学校に通う通学路としても利用されています。

現在、未改良区間を美濃地2工区及び3工区として道路改良整備を進めていただいておりますが、通学路として利用するには多くの不安を抱える道路であります。

このような中、二条地区においては、「平成30年度ふるさとづくり大賞に係る大臣表彰（総務大臣表彰）」を受賞するなど、定住促進や地域資源の開発、防災活動等の「小さな拠点づくり」が先進的に進められており、全国からの視察の受入れも増えつつあります。

また、美濃地区においては、地域活動の拠点となるコミュニティセンターが令和2年3月に完成し、地域活動を支えるインフラ整備の必要性が高まっています。

つきましては、子どもたちが安全で安心して通学できるよう、また、小中学校を核とした二条・美濃・中西地区の地域間の連携強化のためにも、一般県道美濃地石見横田停車場線の美濃地2工区及び3工区の確実な事業実施を要望します。



【一般県道美濃地石見横田停車場線の状況】

《 要望事項（土木部） 》

都市計画道路元町人麿線及び須子中線の整備促進について

1 都市計画道路元町人麿線及び須子中線の早期整備を要望します。

都市計画道路元町人麿線及び須子中線は、吉田地区と高津地区を結ぶ道路として、地域間の交流や物流及び渋滞緩和のほか、災害時には避難経路として、また緊急物資等を輸送する道路として、本市発展に欠くことのできない道路です。

しかしながら、現状は、土木遺産である高角橋は道路の幅が狭く、路線バス以外の大型車両の通行が規制されている状況にあります。さらに、狭小な歩道幅員のため、自転車及び歩行者の通行に支障をきたしています。

このような中、平成25年の都市計画の変更、平成26年の都市計画事業の事業認可を受け、平成28年に元町人麿線第1期工事に着手し、令和4年度は「ひとまる大橋」の防護柵工事、「須子高架橋」の上部工工事が完了するなど、着実に事業が進捗しております。

都市計画道路元町人麿線は、国道9号の幹線機能を代替する道路として、また、都市拠点間およびJR軌道・河川で分断されている地域間を連絡し、一体的な市街地を形成に資する都市内幹線道路として重要な路線であり、地元期成同盟会からも早期の全線開通が強く望まれています。

つきましては、中心市街地の発展と地域の活性化に資する都市計画道路元町人麿線及び須子中線の早期整備を要望します。



【ひとまる大橋の状況】



【須子高架橋の状況】

《 要望事項（教育庁） 》

G I G Aスクール構想の推進に係る支援体制の構築について

1 G I G Aスクール構想に基づく子どもの学びの最適化及び県内市町村の取組の一体的な進展に向けた支援体制の構築を要望します。

国のG I G Aスクール構想により、校内通信ネットワークの整備や児童一人一台端末の整備が進み、子どもたちにとって個別最適な学びの保障に向けた取組が始まっています。G I G Aスクール構想は、一人一台端末と高速通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現することを目指しています。

県内の市町村において、G I G Aスクール構想による取組が進んでいる一方、他県と比較すると、進捗状況が十分ではない実態があります。

文部科学省が毎年を実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（令和4年3月実施）」によると、教員のICT活用指導力の状況に厳しい結果が見て取れます。

また、「児童生徒一人一台端末整備に係る調査（令和4年：島根県教育委員会教育指導課）」によると、ICT支援員等の配置は、県内で11市町村であり、市町村間で格差がある状況です。

このような状況を踏まえ、今こそ県がリーダーシップを発揮し、G I G Aスクール構想に基づく取組を県内全域で加速する必要があると考えます。よって、「G I G Aスクール運営支援センター」設立等を通して、ICT支援員の配置による学習支援や業務支援、またネットワークや端末に関する応急対応等を学校や市町村単位を越えて県内広域的にICT運用を支援することで、自治体間格差を解消していただくよう要望します。

《 要望事項（教育庁） 》

児童生徒及び学校支援のための教員や 非常勤講師の適正な配置について

- 1 非常勤講師配置事業を一層充実するとともに特別支援教育に係る支援体制を充実いただきますよう要望します。
- 2 通級による指導の充実に向けた通級指導担当教員の配置について増員をいただきますよう要望します。
- 3 生徒指導に係る支援体制の充実として、関係事業の非常勤職員配置基準の一層の緩和と拡充を要望します。

「島根創生計画」では、「VI 心豊かな社会をつくる」において、教育の充実についての具体として、「発達の段階に応じた教育の振興」、「学びに向かう力と人間性を高める教育の推進」、「学びを支える教育環境の整備」について施策が掲げられています。

当市においては、通常学級において何らかの個別の支援の必要な児童生徒が小学校で約 225 名在籍しており（令和 4 年度調査実施）、島根創生計画」で掲げられたきめ細かな支援が必要な状況です。こうした現状を踏まえて、通常の学級の授業において「特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポーター）」が 7 小学校に配置（7 名）していただいているものの、きめ細かな支援ができる時間が、大規模校では 1 学級あたり週に 1～2 時間程度であり、担任と打ち合わせをする時間も 1 時間に限られています。

つきましては、「特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポーター）」のさらなる増員及び勤務時間の増加を要望します。

また、現在、当市においては、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障がいに応じた特別な指導を行う「通級による指導の対象となる児童生徒」に対して、令和 5 年度は、通級指導担当教員を小学校 2 校計 6 名、中学校 1 校 3 名の配置をいただいております。当市の状況をご理解いただいていると考えております。

しかしながら、令和 5 年度の指導希望者が 107 名（小学校 75 名、中学校 32 名）おり、体制上全員の指導が困難で、待機児童生徒が小中学校で各 5 名いる状態です。さらに、広域性・利便性の状況などから、きめ細やかな支援が行き届かないため、さらなる増員を要望するところです。

不登校等の個別の支援を行う「学びいきいきサポート事業」（令和 5 年度 4 校）については、成果を上げてきているため、学校からのニーズが非常に高くなっています。これらの支援体制をさらに充実させるために、各事業の配置基準の一層の緩和と配置の充実を図るなど事業の拡充を要望します。

《 要望事項（教育庁） 》

派遣指導主事・派遣社会教育主事の財政支援の強化について

1 市教育委員会の権限強化と力量向上のための派遣指導主事・派遣社会教育主事の財政支援の強化を要望します。

「島根創生計画」では、「Ⅳ 島根を創る人をふやす」において、「島根を愛する人づくり」の具体として、「学校と地域の協働による人づくり」、「地域で活躍する人づくり」、「地域を担う人づくり」を位置づけ、島根に愛着と誇りを持ち、将来の島根を支える人をふやす施策が掲げられています。

当市では、将来の地域の担い手を育成する観点から、児童生徒の育成について学校教育と社会教育の一体的な推進を図っています。また学習指導要領に基づき、学校教育では、「学力育成」や「主体的、対話的で深い学び」を推進すること、社会教育では、「社会（地域）の子ども」を地域総出で育てるための仕組みづくりに取り組んでいます。

更に、令和3年度より高度理数系人材の育成を目指した「益田市型中高一貫教育」の実現に向け、島根大学や松江工業高等専門学校等と連携した取組を始めており、まさに理念や方向性が島根県と合致するものであると考えています。現在、市教育委員会事務局所属の参事1名と県教育委員会からの派遣による指導主事3名、市教育委員会事務局所属の主任1名、県教育委員会からの派遣社会教育主事2名の計7名体制（下記参考のとおり）となっておりますが、小学校15校、中学校9校、公民館20館の合計24校、20館をきめ細かく指導・支援するには十分な体制とは言い難い状況です。

しかしながら、GIGAスクール構想の推進や特別支援教育の充実といった、個別最適な学びの保障が引き続き求められる中、市単独での指導主事、社会教育主事の増員は大変難しい現状にあります。

つきましては、県教育委員会からの派遣指導主事、派遣社会教育主事の配置にあたって、現在の1/2の市負担率を軽減することで、より一層の積極的な財政支援をいただきますよう要望します。

【参考 令和5年度の支援体制】

役 職		身 分
参 事（小学校校長）	1名	益田市教育委員会 事務局職員
指導主事（再任用教諭）	1名	島根県教育委員会（派遣指導主事）
指導主事（中学校教頭）	1名	
指導主事（小学校教諭）	1名	
主任（小学校教諭）	1名	益田市教育委員会 事務局職員
社会教育主事（小学校教諭）	1名	島根県教育委員会（派遣社会教育主事）
社会教育主事（中学校教諭）	1名	島根県教育委員会（派遣社会教育主事）